

令和6年能登半島地震復旧支援融資のご案内

災害復旧費（一般災害）

1. 融資対象

●対象となる法人

- 学校法人
- 準学校法人

※ただし、事業団借入金の償還金（利息、延滞金を含む）を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

●対象となる学校

能登半島地震により被災した次の学校

- 私立学校（大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園）
- 学校法人または準学校法人が設置する専修学校（職業に必要な技術の教授を目的とするものに限る。）
- 学校法人または準学校法人が設置する各種学校（職業に必要な技術の教授を目的とするものに限る。）

●対象となる事業

特別災害以外の災害復旧事業

（市区町村長又は消防署長の「罹災証明書」または「被災証明書」（ともにコピー可）が必要です）

2. 融資条件

区 分	内 容
融 資 金 利	1～5年目：無利息 6～7年目：0.4% 8年目以降：0.6% （令和6年3月現在。金利は毎月変わりますので、最新の金利は事業団ホームページにてご確認ください）
償 還 方 法	25年（うち据置5年以内）以内の元金均等返済
融 資 額	原則として、次の①～③の中で最も低い額が融資額となります。 ①事業査定額：原形復旧査定事業費の80%以内 （幼稚園・認定こども園は95%以内） ②資産査定額：純資産（貸借対照表の総資産－総負債）の30% （幼稚園・認定こども園は40%以内） ③担保査定額：担保物件評価額の80%以内
担 保	土地及び建物 （事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要です）
連 帯 保 証 人	不要